

※ 本実施要綱は平成22年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等に変更があり得ることに御留意下さい。

子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金実施要綱（案）

平成21年4月1日付け20農振第2241号
最終改正 平成22年 月 日付け21農振第 号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣 旨

農山漁村は、食料等の生産の場のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有していることにかんがみ、農山漁村という空間及びその役割を、地域住民の生産・生活の場としてはもとより、都市住民にも開かれた国民共通の財産としても、次世代に継承していく必要がある。

こうした中で、農山漁村での宿泊体験活動の実施は、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識を育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果があることから、このような長期の宿泊体験活動が全国の公立小学校で展開されるよう、平成20年度から総務省、文部科学省及び農林水産省の3省が連携して、小学校の1学年規模による農山漁村での長期の宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」（以下「子どもプロジェクト」という。）を推進しているところである。

本事業は、子どもプロジェクトの受入を担う農山漁村地域での受入体制の整備を図り、本プロジェクトを効率的かつ効果的に実施するため、受入モデル地域の体制整備の強化、受入計画の作成支援、受入地域と小学校との間の連携活動の強化、受入地域における安全管理体制の確立、地域の様々な事情を踏まえた多様なリーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発などを推進するものである。

第2 事業内容等

本事業は、子どもプロジェクトの受入れを担う農山漁村地域（以下「受入地域」という。）での受入体制の整備を図り、本プロジェクトを効率的かつ効果的に実施するため、受入地域協議会（子どもの受入れを行う農林漁家を始めとして、当該地域を管轄する市町村、農林漁業団体、NPO 法人等によって構成される地域協議会をいう。以下同じ。）等に対して国が直接支援するものであり、その事業内容は次のとおりとする。

また、事業ごとの事業実施期間、事業実施主体、要件等は別表に定めるとおりとする。このうち、事業実施期間は、事業内容により、原則として2年間、3年間又は5年間のいずれかとしているが、事業目標を達成するために必要な場合は、5年間の限度として実施できるものとする。

1 受入モデル地域体制整備事業

(1) 受入モデル地域体制整備事業

次のいずれかの地域において、話し合いやワークショップ等を通じて地域全体の整備や受入計画作成の推進を図る。

ア 都道府県において子どもプロジェクトの普及推進の先導的役割を担う地域として、既に子どもの受入に相当の実績を有するとともに、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件を満たしているものとして指定を受けた「先導型地域」

イ 子どもプロジェクトの受入活動に高い意欲を持ち、今後受入体制整備を図りつつ本事業に取り組む地域として指定を受けた「体制整備型地域」

2 連携活動等強化促進事業等

(1) 連携活動等強化促進事業

受入地域と小学校が連携してブロック別に実施する受入に関する相談活動や連絡推進会議の開催等を推進する。

(2) 安全管理対策等強化事業

子どもが受入地域において安全に活動ができるよう、受入地域と小学校が連携してブロック別に実施する安全管理対策についての点検調査等を行う。

3 地域リーダー等育成事業等

(1) 地域リーダー等育成事業

地域の様々な事情を踏まえた多様な地域リーダーの育成・確保を図るため、地域コーディネーターやインストラクターなどの人材を育成するための研修等を実施する。

(2) 体験プログラム等普及促進事業

子どもに高い教育的効果を発揮する体験活動プログラムを開発し、マニュアル化を図るとともに、その活用について受入地域に対する指導・助言を行う。

また、子どもの受入活動の拡大とそのレベルアップを図るため、地域の特徴を踏まえた受入計画を作成し、統一基準化するとともに、受入地域に対する評価・点検等を実施する。

4 農業体験活動周年化モデル構築事業等

(1) 農業体験活動周年化モデル構築事業

子どもプロジェクトなどの子どもを対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動と都市部での農業体験活動を合わせて実施する農業体験活動周年化モデル（以下「周年化モデル」という。）の構築及びその全国的な普及に向けた取組を推進する。

また、周年化モデルの構築に向けてITを活用して農産物等の生育状況等を確認するサービスや子どもの農業体験活動に対する指導者の育成を行う。

(2) 新グリーン・ツーリズム等支援事業

小学校だけでなく、中学校、高校、大学等を対象とした長期宿泊体験活動の受入体制の整備、空き家や廃校等を活用した長期自然体験活動（例えば山村留

学や地域留学等) など、子どもプロジェクトの受入実績を核とした新たなグリーン・ツーリズムを展開する。

第3 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成して、地方農政局長等(事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合、農林水産省農村振興局が直接取り扱うことが効率的かつ効果的であるとして農村振興局長が認める場合にあつては農村振興局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、承認を行った事業実施計画について取りまとめ、農村振興局長に報告する。
- 3 農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行う。
- 4 毎年度の実施手続
 - (1) 事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出する。
 - (2) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された年度別事業実施計画について取りまとめ、農村振興局長に報告する。

第4 助 成

国は、毎年度の予算の範囲内で本事業で実施する事業において必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対し助成する。

第5 完了報告

事業実施主体は、第3の1の事業実施計画に基づくすべての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告する。

第6 事業の評価

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、目標年度までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等に報告する。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、その結果を農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するとともに公表する。
- 3 農村振興局長は2により報告を受けたときは、その結果を取りまとめ、翌年度の本事業の効率的かつ効果的な執行に活用するものとする。
- 4 事業実施主体は、1の事業の評価の結果、目標が達成されていない場合にあつては、その要因及び目標達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、地方農政局長等に提出する。

- 5 4により報告を受けた地方農政局長等は、特に目標達成が見込まれない事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表する。

第7 指導推進等

- 1 国は、本事業について、総務省及び文部科学省との連携強化を図りつつ、関係部局や試験研究機関、都道府県等との協力の下、農林水産本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局における推進指導體制を整備するとともに、関係部局、試験研究機関等が連携して、本事業が円滑に実施されるよう、指導・助言を行う。
- 2 国は、第2の1の(1)の事業の実施に当たっては、都道府県との連携の下、農村振興局長が別に定める基準に基づき、子どもの受入実態を把握する。
- 3 国は、本事業の円滑な執行を確保するため、関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

第8 他事業との連携助成

本事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ効果的に推進するため、次に掲げる事業との連携に留意するものとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による事業
- 2 広域連携共生・対流等対策交付金による事業
- 3 消費・安全対策交付金のうち教育ファームの取組の支援に関する事業
- 4 漁村地域力向上事業による事業
- 5 森林・林業体験交流促進対策による事業
- 6 学校・家庭・地域の連携協力推進事業のうち豊かな体験活動推進事業（文部科学省）
- 7 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進等事業（総務省）

第9 委任

本事業の実施に当たっては、本要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

事業名	事業実施期間	事業実施主体	要件	補助率
<p>1 受入モデル地域体制整備事業</p> <p>(1) 受入モデル地域体制整備事業</p>	<p>原則2年間</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募したもののなかから選定された団体とする。</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>① 子どもプロジェクトを推進する上で適切な受入体制が整備されていること</p>	<p>定額</p>
<p>2 連携活動等強化促進事業等</p> <p>(1) 連携活動等強化促進事業</p> <p>(2) 安全管理対策等強化事業</p>	<p>原則5年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受入地域協議会 ・農業協同組合又は農業協同組合連合会 ・森林組合、森林組合連合会又は生産森林組合 ・漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合 ・全国農業会議所、都道府県農業会議又は農業委員会 	<p>② 子どもプロジェクトを推進するための目標が適正に設定されていること</p>	
<p>3 地域リーダー等育成事業等</p> <p>(1) 地域リーダー等育成事業</p> <p>(2) 体験プログラム等普及促進事業</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人） ・農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人） ・NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人） 	<p>③ 農村振興局長が別に定める承認基準に適合すること</p>	
<p>4 農業体験活動周年化モデル構築事業等</p> <p>(1) 農業体験活動周年化モデル構築事業</p> <p>(2) 新グリーン・ツーリズム等支援事業</p>	<p>原則3年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人又は一般財団法人 ・土地改良区又は土地改良事業団体連合会 ・農林漁業者又は農山漁村等の住民の組織する団体 ・地方自治体等が出資する団体 ・商工会、商工会連合会又は商工会議所 ・観光協会又は旅行業者の組織する団体 ・特認団体 		